

1

AI時代の新キャリアデザイン

石角友愛著 2021.05.31

1. AIとの付き合い方を考えるべき時代

AIを活用し働き方を変えれば、個人の市場価値は
一気に高まる。従ってAIとの付き合い方について仕事に行けない

2018年11月1日に 10¹⁸ バイトのデータが生成されている

(既に全データセットの5材料に達している)

2. 自分から周囲の人間について ビジネスとAIの付き合い

文系こそAIとの付き合いが必要

自分の部署、仕事の中で「AIをうまく使えないか?」を考える

3. 問題を明確にする

① どんなスキルが必要とされるか?

② どういうエクササイズをやるのか?

得意分野や強みも、苦手意識を持てず、自分なりに
活用し得意分野はさらに伸ばし、未知の吸収に挑戦していく。

出来ることから始める

戦略を持って アイデアをアクションへと変える

4. コレが ビジネスの世界はどのように変化したのか、

(1) 仕事に使うインターネット、セキュリティの強化している

クラウドに依存する必要がある

リモート化 = クラウド化

(2) ビッグデータ

インターネット、Eメール、クラウド事業、デジタルマーケティング

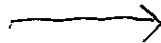
規模の経済、範囲の経済、学習の経済

(3) デジタル化の変革を加速させる会社は生き残る

デジタルマーケティングモデル

不可逆的な動き

Do Digital, Become Digital)



(4) この変化は加速する

5. データは 21世紀の石油、そのデジタルをどう使うか

(1) AIは、火や電気の大発見だった

(2) データは21世紀の石油

但し、精製しなければならぬ

6. プログラムの進化

— ティー

↓
プログラムの進化して行くもの

西部劇の登場人物の進化後の様子もある

ティーンは進化がある

7. フリーマーケットのハイブリット型

1) リモートワークの利点

① 人材の確保

通勤を考慮して大きい

Global Labの成長

② 少人数の会社

フリーマーケット

リモートは導入しやすい

③ 段階

1. 標準的な形式

2. ハイブリット型

3. フリーマーケット

会社の成長に伴って

4. my work

都市部の中心部で働く

2. リモートワークの課題

(社会は変化した、変わらな...)

① 成果物の判断される 公平性

② コミュニケーション 長けていない人はダメ

③ 社交性 高く人も高く評価

④ ゆるゆる のスタイルに合わない人は選別

例えは ⑤ 年輩社員 といふ輩内転も 依頼者とのやり取り
機会が減り リモートに慣れた

⑥ 社会の二階層化

9 POINT

① コロナ下 のラッシュ化、デジタル化は進んだ

② アフターコロナ になっても、リモートワークは進むと行く

③ 二階層化の中 AIを活用し、要人取り 評価は上がった

④ AIとは何ぞの理解 が必要

↑
深層学習
↑
機械学習

進歩

⑤ ゆりかごから墓場まで AIが関与

10. ECサイト A社 インクルーシブ

AIの導入でメンバーの売上と利益率を上げる

①メンバー検索

A, B, C ... 社から選ぶ、

②一番上から購入の可能性大

③値下げ、最安値から有利なもの (利益率)

④売上upが目標

⑤③、④の最大化モデルの作成

⑥⑤を4ヶ月の実装することになった

↓

インクルーシブの売上と利益は3ヶ月で2倍以上

月高の1/100を超えた

10人の社員が100人になった

11. 全体を見渡し、オリジナルのAIを作るとき

世の中には、これか「The AI」というものが

ころかっているわけじゃない

サバフの中からシステムを考える

(空想部品や部材で作っている会社の各流FAXのシステム)

AIによる自動化

12. AIは一つの固有名称ではない

AIがある

AIとは「命令などのやりとりをえるAI」を
指すことである

13. コロナはチャンスである

厳しい状況はチャンスである

このチャンスを一歩チャンスとして扱った
↓

価値に中心 握り下げる

PM117の GF

ワイルドテースト

マイクロソフト

不況や恐慌の中で

誕生している。

さまざまな制約がある中で

1) ハードウェアを柔軟にする

結局 AI & DX に目を向けよう

14. AIは、

(1) 課題解決のツールである

(2) 2/3のインフラあり、さまざまな分野で使われる

(3) 全社的な参加、必要事項である

15. AI人材を目指す

16. オリジナルのAIを作る時代

非鉄金属系X-カーのフジクラ

— ヒアリングで聞き取った言葉を自動的に
議事録化しAIシステムを開発した。

The AI 加えるわけはなに

— 自分たちの「オリジナルAI」加える。
AI含

17. ニューノーマルは、優秀な人材を獲得できる可能性は
高利、クラウドも安価に使用できる

18. AIは

- ① 課題解決のためのアプローチの系に
- ② 21世紀のインフラ — AIはさまざまな面で使われる
- ③ AIに参画する人は、メーカー、ユーザー、特にメーカー

19. 高収入に見合う仕事内容

AI人材になる必要がある

20. AIは 21世紀のエクセル

エクセルを使うのと同じように誰でも使う

エクセルを使えないのは、この身云場も困る!!

21. フェイedbックやグループが

系統的にリモートワークを推進する方針を示している
— 優秀な人材、社員を確保するため —

22. 場所の持つ意味

1. 鉄道、(距離を短縮)

IT

23. AI シナジストの時代へ

AIを使って 世務で シナジー(相乗効果)を
生み出す人

(1) JPモバヴィ・フェースブック

AIソフト Coim を開発し、ローンの査定などを
自動化した。

これにより、年1回15200件ものローンの査定業務を
数秒で済ませ、人的エラーのリスクを減らすことが
可能になった。

— 年1回 36万時間、約100億円ものコスト削減

24. フラット化する世界 World is Flat (2005年)

生き残れる 3つのタイプ

① 特化型 expert 専門知識が求められる

② 適応者 Great Adopter

③ 合成役 シンセサイザー 合成する人

25. 平面 2次元の移動から 立体 3次元の移動へ

横の移動を考えると先に

今いる場所から

26. これまでやって来たことが

何を学ぶ必要があるか

① 担当している仕事としっかり向き合い、

課題や改善点を考える。見つけた

② AIに対する知識は基礎から吸収

していく。情報収集

③ 外部連携、外部評価を柔軟に行う

27. You Can Make エステロート (台湾周知のアナログ)

(1) 利用者自身の顔にモデルと同じメイクを反映させる

(2) 自分の顔のロケーションを合点化してテスト

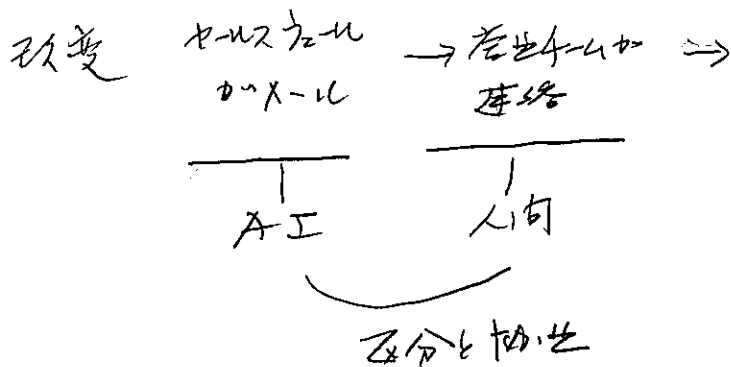
(3) ハンドリングの内には他のエンゲージメント

28. 売上の 人員とコストを抑える

テラピノ Terrapinn
イベント会社

「セールヤール」ソフト

従来 EX-11, 電話, → 直接出会う



29. ロウ・ホスト

自律型 ロホスト

米・小売店 ロウス (Low's)

店内の ① 顧客に対するサービス

② 店内の在庫状況を調べる

③ 在庫管理を行う

(1) 価格と商品の不一致のチェック

(2) 毎入荷商品の検分

④ 従業員の負担の軽減

相対性理論

相対性理論

日本評論社 松尾豊外著

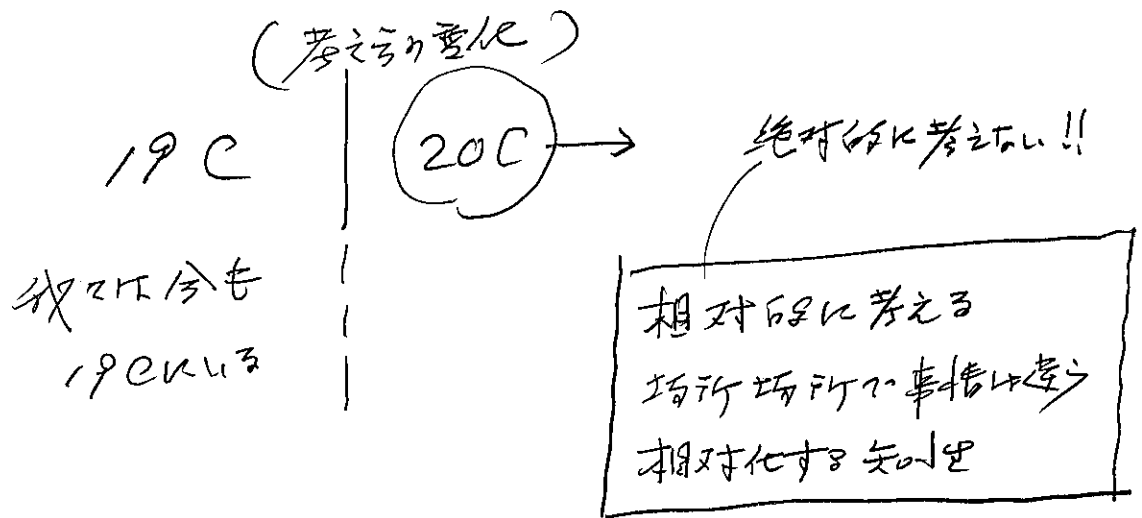
ヨセリカク先生

2021.05.24

2021.05.31

1. 自分たちが暮らしている世界の真の姿を知る

「時間と空間」についての革新的な理論!!



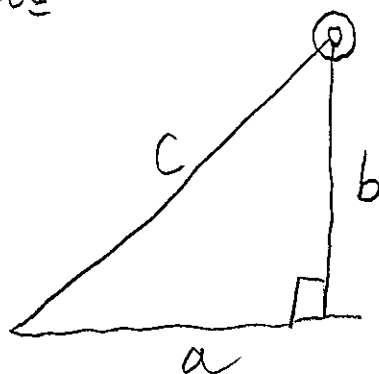
2. 時間と空間

特殊相対性理論

⊕重力

一般相対性理論

3. 三平方の定理



$$c^2 = a^2 + b^2$$

①の距離は異なる

4. 距離 = 速度 × 時間

AIは知り構組に
とく変化を及ぼす

5. 物事はすべて相対的なもの

直感に反するポイント

ポイント ①

時間の遅れ

ポイント ②

空間の縮み

ポイント ③

エネルギー = 質量

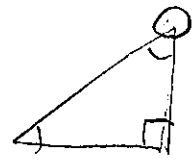
6. ポイント ①

動いているものは、「時間が遅くなる」

運動をしているものは、時間が遅れて見える。

動いていると時間が遅れる!!

動いているものは、時間がゆっくりと進む。



三平方の定理
〇へ至る距離
は違う

7. ポイント ②

動くものの長さも縮む

絶対的なものはない。

それなのに位置は異なる!!

新しい人間世界
↑
新しい記憶構造
↑
AIの発展

8. ポイント③

$$\text{エネルギー} = \frac{E}{\lambda} = \frac{P}{\lambda}$$

エネルギーとは電量のことである

電量とエネルギーの等価性

9. 相対性理論がわかると世の中が解る
理論は人間に在る 故に一つだけ

10. 先ず、伝説を受入れる

それへ事実があるとき、何が起きるかを知る

検証実験を繰り返す

千代子さんは「海山所居
使徒 最上二乗法である

11. 光速 不変の原理とは何か

12. 相対性理論は、当時の「時間と空間」の概念を
覆す革新的な理論のあり方

人々の書いたプログラム

千代子さんは

ルネサンス、顔認識、画像診断、自動運転

13. 相対性理論は、「光の速さ」がポイント

光の速度は、秒速30万km

(30万km/秒)

~~1秒間に地球を2回半もまわれる。~~

(但し、真空中の速度)

光を通す物質の中には若干遅くなる

14. 相対速度の求め方

動くもの同士の速度の計算

(自動車 100km/h
新幹線 300km/h で並走)

新幹線は遅く見える

V_B (新幹線), V_A (自動車)

$$\text{相対速度} = V_B - V_A$$

フーリエ変換の

出現前

入出力モデルに

シフト変換

出現後

深い所局を特徴付ける

複雑な非線形関数

15. 自動車を 100 km/h で動かす

時速 300 km で走っている新幹線を見ると

新幹線は 200 km/h で走っているように見える
相対

$$\underline{300 \text{ km/h} - 100 \text{ km/h} = 200 \text{ km/h}}$$

右の図は実際より遅く見える

V_B (新幹線) V_A 自動車

16. 相対速度は自分の基準

逆に新幹線から自動車を見ると

$$100 \text{ km/h} - 300 \text{ km/h} = \Delta 200 \text{ km/h}$$

時速 200 km で 後退しているように見える

V_A V_B

17 100 km/h ですれ違ふとき

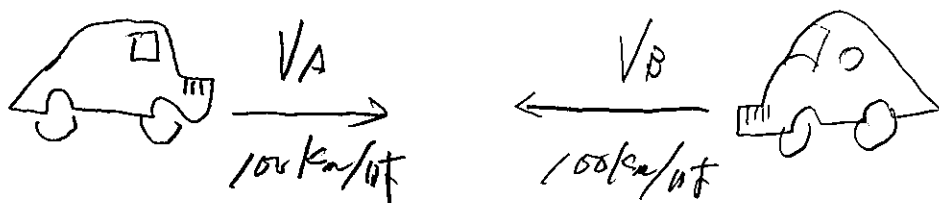
$$-100 \text{ km/h} - 100 \text{ km/h} = -200 \text{ km/h}$$

相対 200 km/h で逆走しているように見える

18.

逆向きの場合
A (自動車)

B (自動車)



$$-100 \text{ km/h} - 100 \text{ km/h} = -200 \text{ km/h}$$

近づいてくるように見える

19. 慣性とは何か?

20. 光の 相対速度 は、常に一定

30 万 km/h 、速度の最大値

身近な運動 $10 \sim 100$ とは違う?

① 光は、誰から見ても、 30 万 km/秒

② 光は、どの速度から発射されても、

30 万 km/秒 一定

21、 光は、「誰から見ても 30万km/秒である

22 光速不変の原理

23, 特殊相対性原理

どの慣性系でも物理法則は変わらない

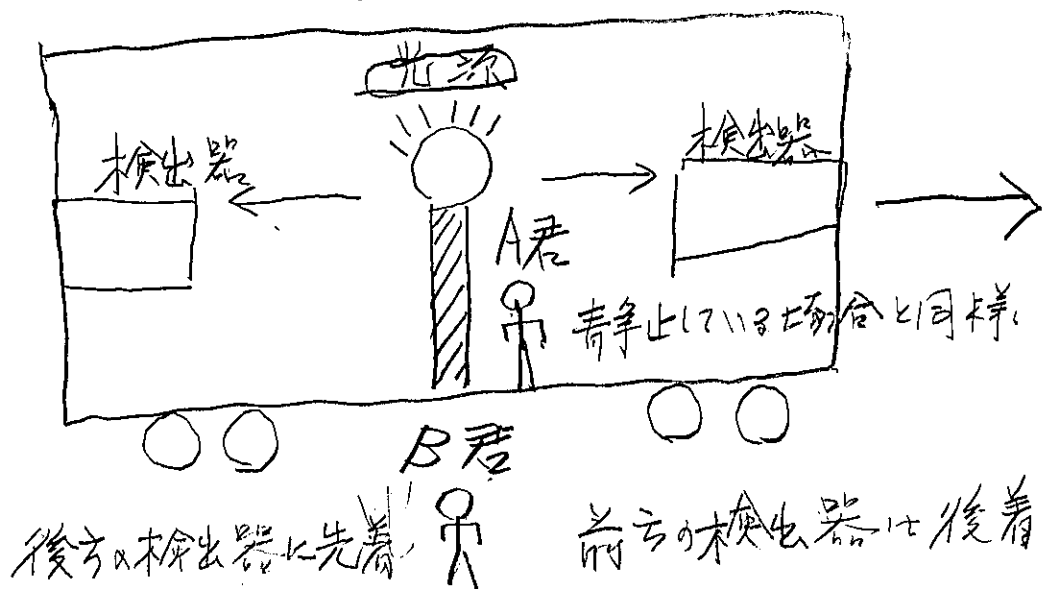
動いている車の中と
止まっている空中と > 同じである、変わらない

24、 同時の相対性

時間と距離は 絶対的のものではない

$$\text{速度} = \frac{\text{距離}}{\text{時間}}$$

速度は、距離と時間 によって二次的に決まる



24、 A君にとっては同時に到着する

B君にとっては同時でない、
ハジバジに到着する

A君とB君は互いに 同時に共有できない
状態になっている。

—「同時性の不一致」— 同時性の破れ
同時の相対性

「同時」も、別の慣性系から見ると、変わってくる

これは、

① 光速不変の原理

② 相対性原理

の2つが同時に成り立つために起る帰結である

25. 「同時に起きているのに「同時ではない」

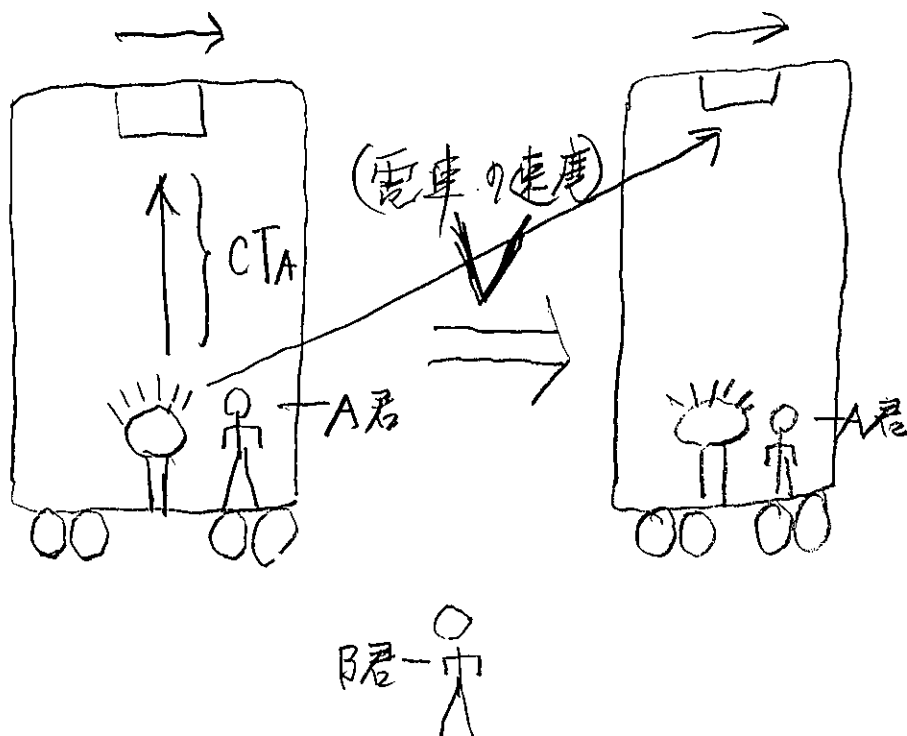
慣性系の外だと同時も変わる

「同時」は共有できない —

速度とは、距離と時間によって2次的に決まる

$$\text{速度} = \text{距離} \div \text{時間}$$

$$\text{光源から天井板までの距離} = c(\text{光速}) \times T_A(\text{時間})$$



26. $C (= 30 \text{万 km/秒})$ は 光の速さ
一定の速度

T_B 天井の検出器に届くまでの時間 T_B

B君から見た 光の移動距離

$$= C (\text{光速}) \times T_B (\text{時間})$$

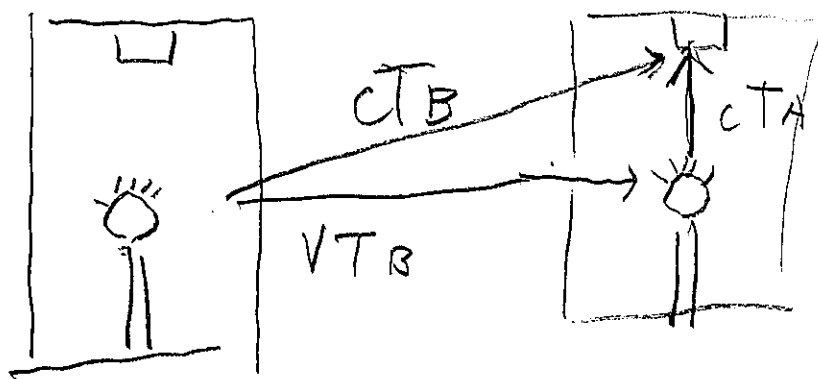
$$= \underline{\underline{CT_B}}$$

光が検出器までに動いた距離

光源が横に移動した距離

$$= V (\text{原車の速さ}) T_B (\text{移動時間})$$

$$= \underline{\underline{VT_B}}$$



27. 三平方の定理 による時間の遅れ

$$c^2 = a^2 + b^2$$

$$(cT_B)^2 = (VT_B)^2 + (cT_A)^2$$

両辺を c^2 で割る

$$c^2 T_B^2 \div c^2 = \left\{ (VT_B)^2 + (cT_A)^2 \right\} \div c^2$$

$$T_B^2 = \left(\frac{V}{c}\right)^2 T_B^2 + T_A^2$$

$$T_A^2 = (T_B)^2 - \left(\frac{V}{c}\right)^2 T_B^2$$

$$T_A^2 = \left\{ 1 - \left(\frac{V}{c}\right)^2 \right\} T_B^2$$

$$T_A = \sqrt{1 - \left(\frac{V}{c}\right)^2} T_B$$

$$1 - \left(\frac{V}{c}\right)^2 = 0.5 \text{ とおくと}$$

$$T_A = 0.5 T_B$$

よって T_A は T_B より小さい ... 時間の遅れ

28. 時間の遅れとは？

「ツリシ効果」

29. 空間の歪み

30. Theory of relativity

特殊相対性理論

1905年

一般相対性理論

1915年

時間と空間は密接に結びついていて、4次元の
リーマン空間を構成する

リーマン幾何学 (4次元のリーマン空間)

(1) 任意の直線は必ず交わり

(2) 三角形の内角の和は、2直角より大きい

31. 時間と空間

4次元の時空

4次元空間

動いている物体の長さや進み方。

静止しているときに較べて進んだり遅れたりする特殊相対
論的效果は、時間と空間が互いにその一部を交換して
生じている。

発明の歴史

トランジスタ

インターネット

電 気

エンジン✓

≡ マイクロプロセッサ

21Cの新しい電気

原理は簡単、組み立ては！



相続税、贈与税の要約

2021.05.24
2021.01.
2020.12.28

(相続税)

1. 納税義務者

- (1) 相続、遺贈により財産を取得した個人
- (2) 相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した個人
- (3) 無制限納税義務者（国内に住所を有する者、日本国籍を有する者）
- (4) 個人とみなされる人格のない社団等
- (5) 個人とみなされる信託の受託法人

2. みなし相続財産等

- (1) 生命保険金・損害賠償金（死亡）
被相続人が負担した保険料等に対応する部分
- (2) 退職手当金
- (3) 生命保険契約等に関する権利
- (4) 定期金に関する権利
- (5) 定額譲受、債務免除等
依

3. 非課税財産

- (1) 墓所・祭具等
- (2) 公益を行う者が相続等により取得した財産
- (3) 生命保険金等
500 万円×法定相続人数の限度内
- (4) 死亡退職金等
(3)と同じ

4. 債務控除

- (1) 債務及び公租公課
- (2) 葬式費用
 - ① 葬儀、香典返礼費用
 - ② 墓碑、墓地の購入費用等
 - ③ 法事に要する費用
 - ④ 医学上等の特別の処置費用
 - ⑤ 社葬等の費用

5. 遺産にかかる基礎控除

- (1) 基礎控除 ³⁰⁰⁰ 5,000-万円 ⁶⁰⁰
 (2) 法定相続人数控除 1,000 万円 × 法定相続人の数

6. 相続税額の加算

7. 相続開始前 3 年以内贈与

8. 配偶者に対する相続税の軽減

- ① 法定相続分相当額又は 1 億 6 千万円のいずれか多い金額
- ② 申告期限から 3 年内の分割も可
- ③ やむを得ない事情があるときは、税務署長の承認を受けて、分割できることとなった日から 4 ヶ月以内に軽減の適用を受けることができる。
- ④ 隠蔽・仮装の場合の不適用

9. 相次相続控除

10 年以内に 2 回の相続が発生の場合

前回の相続税額の一定割合相当額に、10 年に対する経過年数を乗じた額が今回の相続税額から控除される。

今回の相続財産にかかわりなく、10 年内残存年数割合分（前回税額 100 百万円で 3 年経過なら 70 百万円が控除できる）が各相続人の今回の税額から単純に控除できる。

判例発生 “相続の公平性”

人 相続の公平性には、民法原則と税法原則が存在する
 うち、それ以外に最重要な “相続人の平等と満足” がある
 それが 人間原則である。

時代の変化 アトハイスの基本 相対的増えし
周根 裕先生

昭和の時代 溝瑣会、節税対策
地価上昇、家賃上昇、事業拡大、寿命70
相対的に増えられ、前より倍増する土地
(方々)
結局、節税対策に失敗(ニンゲン)
所望もナシ

平成の時代 ハンブルグ 壊れ、全体的に逆転
地価下落、事業縮小、ナシ、長寿社会
28年連続 日本人の寿命が世代別延び

令和の時代 アトハイスの基本は

- (1) 昭和の時代を築いた アトハイス
- (2) 昭和の時代の昔の アトハイス
- (3) 昭和を築き、それを平成に引き継いだ 経理士
① 地価の下落、家賃の下落、空室の増加が経済
② 30年を経過した借家ビルが建て壊れ困難
③ 天井の高さ、廊下の長さ、排水設備の故障
④ 土地利権を完全に（西側から）取り戻す時代
1億円の土地でも 8千万円の現金

2. 相続財産の限定承認

(1) 概要図

	被相続人 百万円	相続（単純）	（限定承認）
購入価額	200		
現在時価	200		
相続評価	150	① 150-180 債務 180	② 150-150
準確定申告			②被相続人 200-200=0
相続人取得価額			200
		相続税 0 取得価額引継	相続税 0 取得価額引継

(2) 譲渡所得税の申告等

- ① 限定承認をすると譲渡所得の基になる財産は、相続開始時には被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなされて、被相続人の譲渡所得税の申告が必要になる。尚、住民税の申告は必要ない。

売却代金（時価）－ 取得費 － 特別控除等 ＝ 譲渡所得

- ② 相続税の課税関係

相続財産の評価 － 債務、譲渡所得税控除 ＝ 課税価格

周知 2. 昭和、平成のアウトハイパー

相続税の節税対策、アウトハイパーの増加は漸くおかしなところだ!!

これからアウトハイパー — 事業受継、相続税対策、相続対策

昭和の時代 — 地価の上昇、家賃の上昇、事業の拡大、寿命は70年

後から相続税を払い過ぎる、前には（売却）を減らすと地価という餅

子良

ニニニ

1. 養子の相続権 (56.12.31以降)

- (1) 縁組の日から 実子と同様の相続権も取得する
- (2) 実親に対しても実子としての相続権を持つ (二重の相続権)
- (3) 特別養子は、実子の親族関係は終了する

2. 養子の数に制限 (相続税)

- (1) 被相続人に実子がいない場合は 養子は 1人まで
- (2) 実子がいない場合は、2人まで
- (3) 制限外の養子の 寄附控除は無い
割合計算はするのか(?)

国根4- 昭和から平成へ

- (1) 地価が下落し、家賃が下落し、汽空が上昇する経済
- (2) 30年を経過した賃貸ビル、大規模修繕、戦後の陳腐化、給排水設備の故障
- (3) いま、土地よりも現金に価値がある 1億円土地よりも8千万円の現金
- (4) 50年を経過した区分所有ビルなどは、取崩し費用がかかるとして
- (5) 今55歳の人、生存率は100歳を超えている

国根5. フラワー時代の財産争執

- (1) 土地が(地下)の時代は不利、土地は親が所有し、居宅も親が建築し、建物には共に生活し続けた
- (2) 時代が変り更に時代が変り

相続税

2020.12.28

1. 債務控除は、相続により取得した財産から控除する
2. 遺産分割される債権・債務が確定した場合
相続人間で債務の融通(変更)はできない
3. 債権者は、相続人に対し、その法定相続分中に請求できる
範囲、債務は遺産分割の対象とはならない
4. 例えば未返済の借入金や不動産を取得した人にも、
その債務(借入金)を負担している。
この場合、債権者の承諾を得なければ、
遺産分割協議書に基づいて支払を拒むことはできない
5. 相続税では、分割協議書に基づいて債務控除できる

3. 特定居住用小規模宅地等の特例の改正

宅地等の利用区分			限度面積	同左改正後	減額割合
			m ²	m ²	%
①	被相続人等の事業用		400	400	80
②	〃	特定同族会社事業用	400	400	80
③	〃	貸付事業用 (一定法人)	200	200	50
④	〃	貸付事業用	200	200	50
⑤	〃	居住用	240	<u>330</u>	80

4. 相続時精算課税の適用対象者の範囲の拡充

	改正前	改正後
贈与者	65 歳以上の直系尊属	<u>60 歳以上へ改正</u>
受贈者	20 歳以上の推定相続人	<u>推定相続人及び孫へ改正</u>

5. 相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例

配当所得から譲渡所得の申告の選択が可能（届出書必要）

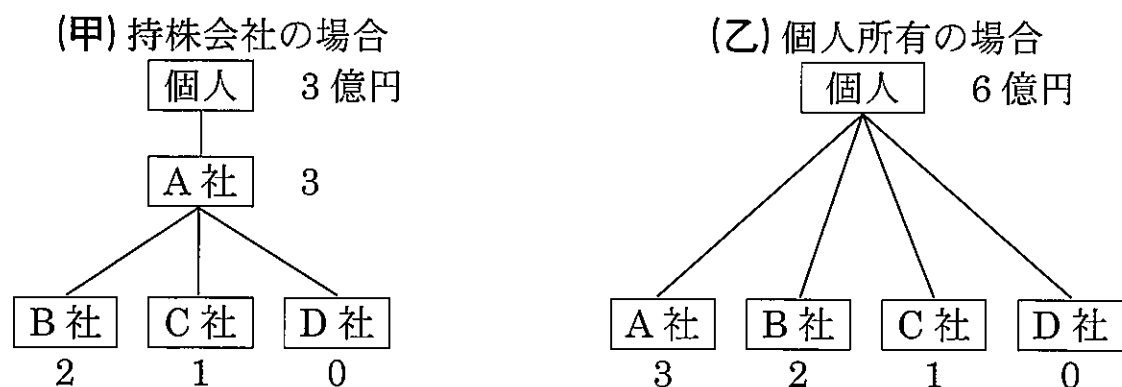
株式評価の二つの場合

H26.1.10

前提：A～D 社 資本金 1 億円

大会社 類似業種による評価額：A 社 3 億円、B 社 2 億円

C 社 1 億円、D 社 0（債務超過）



個人所有の場合、A～D 社の評価額の合計 6 億円となる。

株

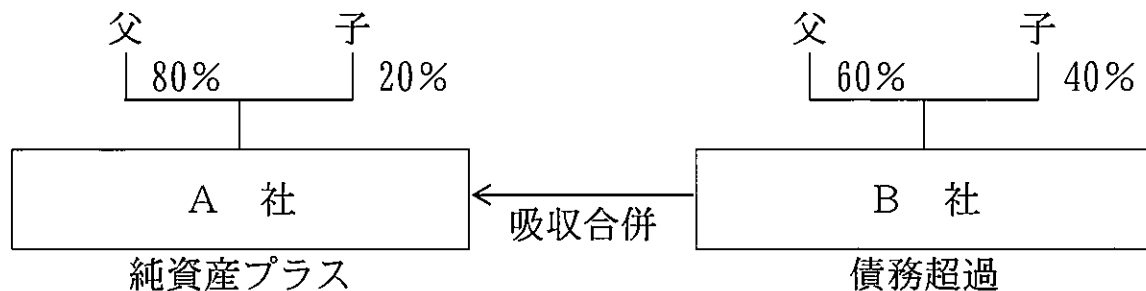
持株会社の場合、個人が所有する株式の評価総額は A 社のみの 3 億円となり、持株会社の方が有利。

A 社が B～D 社を保有しても、A 社の配当、所得、別表五(一)利益積立金は変わらない為、A 社株式の類似業種による評価額は 3 億円のままとする。

ただし、A 社が株式保有特定会社に該当する場合（株式保有割合が 50%以上）を除く。

Ⅲ. 実務での留意点

1. 無対価合併について



- (1) 子にみなし贈与の問題が生じ得る
- (2) 非適格合併となる
- (3) (2)により繰越欠損金の引継ぎができない

グループ法人税でいう完全支配関係とは、一の者（その者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式の全部を直接もしくは間接に保有する関係とされているが、**適格合併**においては、**個人**の場合は一の者が個人一人に限定されている。

- (4) 本件については、A社の株主を父に集約したうえで、A社とB社の無対価合併を行うことにより繰越欠損金の引継ができる。(Nの場合)
- (5) 又は、B社株式のすべてを、A社が買取った後に合併を行えば適格合併ができると考えられる。
- (6) 債務超過会社との合併により、A社株式の評価額が引下がることが考えられる。(Tの場合要検討)
- (7) (4)～(5)については、合併に至った事情・背景等租税負担の減少以外の合併の理由等も説明できるようにする必要がある。

貸付貸与

(貸)
土地取得 10 億円
借入金

土地 10 億円

借入金 10 億円

(貸)
相対純資産 6 億円
子会社
貸与 6 億円

土地 6 億円

借入金 6 億円

借入金
↓

<貸付貸与>

4 億円相当の相対純資産に相当

これを防ぐために ⑧は東宝(借入金 10 億円)と貸与

⑧ 東宝、貸付貸与を返済、貸与者の節税防止のために導入される
返済は、新株の節税防止のために導入される

1 法人間の貸与

2. " 貸付 "

3. 法人-個人間の貸与

借入金(返済)は、貸与者の
借入金(返済)は、貸与者の

貸付貸与

貸与者

貸与者

貸与者の返済は、

貸与者の返済は、

借入金

借入金

借入金

借入金

1. 負担付買収と通達 (4元、4.1に降)

時価10億円土地を借入金で購入し、
相応程価額 6億円程度の負担を付し買収する
と同等

そうすれば、父100万の相応資産が圧縮される

—— しかし、これは 相応程の場合も同様の圧縮を受ける

2. 1. の目的は、所得税の節税防止のために導入された通達のため

100万円の取得した土地を 600万円で譲渡し、

父100万の譲渡損を計上する

それ 譲渡損失を 他の所得と同等する節税を行う

3. しかし、2014 H16.1.1以降、土地の譲渡損を 他の所得の同等は禁止されている

4. 所得税法 59条は、時価の2分の1以上の価格での譲渡について

- ・ 取引価格での譲渡を認めるとしている
明書

5. しかし、タックスリフレは、負担付買収と通達を生きている

非嫡出子も平等の相続人

配偶者居住権 年 25-9.4 最高裁判決

配偶者居住権の評価

配偶者居住権の年限

土地及び建物

年限時の国定劣等租額(A) 4,000 円

(A)を複利利息に割戻す

仮に 10年とすれば

現在 10,000 円

10年後 9,000 円

10年後の残存価額を求め (10年後の残存価額)

1 法定利率 5% の複利利息

$$9,000 \times (1 - 0.05)^{10} = 9,000 \times 0.737 = 6,600$$

差額 現時点の国定劣等租額(A) 4,000

評価額

2,600

土地建物の相続人等の評価

配偶者居住権の評価は差額を

※ 2次相続の時点で 配偶者居住権は消滅する 2次相続の評価は

※ 1次相続 (1) 配偶者居住権 の評価

(2) 土地建物 (1)

※ 2次

(3) (1)の消滅の評価は



株 式 交 換

(完全親子関係の容易化)
資金の移動も伴わず

2021.05.31
30.11.19
30.09.18
30.01.06

H29.08.13

H29.07.10

H29.04.10

H28.02.15

H28.08.18

参考にさせていただいた書等

(株式交換・株式移転の理論・実務と書式 土岐敦司編集 H28.8.19 民事法研究会)

(Q&A 企業組織再編の会計と税務 山田淳一郎監修 H27.10 税務経理協会)

(株式交換・株式移転実部必携 朝長英樹編著 H27.2 法令出版)

Ⅰ 株式交換

親会社の完全親子関係を創設するだけであり、会社の有する権利義務を、他社に承継させることはない。

株式交換・移転制度は、企業活動の効率化・活性化を図るための企業再編ツールである。

① P 社が株式を発行（又は自己株式を提供）し、S 社株主から S 社株式をすべて取得する。ターゲット会社 S 社の全株式を取得する。個々の株主との交渉なし。株主買取請求権。

② S 社株主は、S 社株式を、すべて P 社に提供し、代わりに P 社株式を取得する。

会社法 2③① 子会社がその発行株式の全部を親会社に取得させる

(スケジュール等)

日付	P 完全親会社	S 完全子会社	参照条文等
8 月	RI RS	RF	
"	株式交換契約締結	同左	法 767
"	取締役会決議(種類株主についても)	同左	法 36 条④
"	総会招集決定(")	同左	法 298
"	招集通知発送(")	同左	法 299①
"	事前開示書面備置(")	同左	法 782,794
9 月	臨時株主総会承認(")	同左	法 783①,795①
○	----- 債権者異議申述（この場合不要） -----		
○	子会社の自己株式の処理（消却）		
○	----- 株券提出通知または公告（株式不発行のため不要） -----		
○	----- 自己株式交付の場合は資本金の変更登記（不要） -----		
○	種類株主総会（属人的株式等）の承認		
月	反対株主に対する通知、又は公告	(全株主賛成	同左 法 785①,797,868①
10 月	効力発生日	の場合は不要)	同左

株式交換の効果

2017.06.08

2017.01.03

2016.02.15

(Before)

A 社	B 社
類似 @1,000	類似 @1,000×60%=600
	財産 @2,000×40%=800
	評価 @1,400

上記の(相続財産評価 2,400)は、

(After)

株式交換

類似 @1000 となる
A 社の株数に追加

(相続財産評価 1,000) < 2,400 > A 社に吸収されて新 A = < 旧 A + 旧 B > となる

② (単純取得も
株式交換も
時価純財産取得)



但し、過格
付与

- 要は、
- (1) A 社の株価に統一すること
B 社の株主を A 社の株主にするだけのこと
 - (2) B 社の株価が、A 社より < 格別高いとき > は効果がある
 - (3) (2) と逆の場合は効果はない

交換比率は、時価純財産でやること (6 頁参照)

要は、

(上記の After の評価を以て)

(消費税・印紙税等)

- (1) 合併・分社・分割による資産の移転は包括承継であるので不課税である
- (2) " の契約書には、4 万円の印紙税が課せられる
- (3) 株式交換・株式移転は、承継を伴うだけであり、消費税は、発生しない ※
- (4) " の契約書には印紙税は課されない

※旧株式は、所有株を譲渡したことになり、有証の譲渡は非課税であるが、課税売上割合の計算に影響が生ずる

株式交換とは、株式会社（S 社）^{RF}がその発行済株式の全部を他の株式会社（P 社）^{RF 3}に取得させることをいう。

ある子会社を完全子会社化する場合や親会社のホールディングカンパニー化の場合に用いられる。

↓
⑤ (RFからRFに所有のRFの株式取得のやり方)

(条 文)

少し、逆格株式交換なら、

2 条 31 号	発行済株式の全部を他の会社を取得させる
767①-	株式交換契約
768①-	株式交換契約
769①②	子会社の譲渡制限のみなし承認
782①	交換契約日 株主総会の 2 週間前から株式交換後 6 ヶ月間 書面等の備置 株式交換子会社
794①	株式交換完全親会社の書面等の備置
789,790	株式交換契約新株予約権は N/A
施行規則 184(法 782)	子会社の最終事業年度の公告 B/S(公告 B/S が必要か?)
施行規則193,194(法 782)	子会社の最終事業年度の B/S
785	子会社株主の株式買取請求権
法基通 1-4-20	端株の処理、完全親会社の自己株式となる数株、法基通 1-4-20

(1) 合併との違い…包括承継ではなく、単に株式を承継するのみ

合併は譲渡益課税、交換は完全子法人の資産の含み益課税

(2) 税制上のメリット…連結時、子会社の欠損金を特定連結欠損金として連結納税に打込める

(3) 株式移転…完全親会社を資金なしで設立することができる (OD)

(4) 将来の合併等の地ならしとして、株式移転、株式交換が利用される場合もある

(5) 完全子会社にとって、株式交換、株式移転は、株主の変更のみにすぎない

株式交換 要点チェック

1. 交換比率が問題になる場合

- (1) 交換時の不等価 (株主間に贈与が生じる)

2. 共通支配下の取引

- (1) 税務上の意味
- (2) 会計上の意味

3. 税制適格株式交換

- (1) 株式保有比率 100%の場合
 - ① 同一の者による支配関係継続
- (2) 支配関係(50%超の保有) … (TH, Sy, SaについてOKか?)
 - ① 同一の者による支配関係有、継続
 - ② 従業者 80%を引継
 - ③ 主要事業の継続

4. 株式交換完全子会社の自己株式

- (1) 従前からの所有
- (2) 買取請求権の行使によるもの
- (3) 交換前の子会社の持合株式
- (4) (1)、(2)、(3)は交換により親会社株式の割当を受ける(会 768)
- (5) 子会社の持つ親会社株は、相当の時期に処分が必要(会 135③)
- (6) 取得した完全親会社株式は、会計上も税務上も自己株式の帳簿価額を引継ぎ

5. 割当られた完全親会社株式の処分

- (1) 完全グループ外へ売却すると譲渡益課税が大
 - (2) 完全親会社が取得する方法
 - ① 単に自己株式として取得する方法
 - ② 完全子会社からの適格現物分配として取得
- ①、②とも法人税課税は行われませんが、①の場合はみなし配当に係る源泉所得税が発生するため②が妥当である。

6. 完全親会社の自己株式

- ① 保有可能、
- ② G 社のような活用

株式交換の税務

	A 完全親会社	B 完全子会社	同左株主
適格株式交換	課税関係は生 じない	同左	同左
非適格株式交換	株式の受入価 格の処理が異 なる	資産の含み損 益の計上	完全親会社の 株式以外の資 産の交付があ る場合、譲渡 損益が発生す る。

適格要件

適用要件

- (1) 完全支配関係
- ① 一方による完全支配関係の継続見込
 - ② 同一の者による完全支配関係の継続見込
- (2) 支配関係
- ① 一方による支配関係の継続見込
 - ② 完全子会社側の従業員 80% の継続従事見込
 - ③ 完全子会社の主要な事業継続の見込
 - ④ 同一の者による支配関係の継続見込
 - ⑤ ②、③の見込み

(3) 共同事業を営むための株式交換

(4) 相続税評価の変化

(5) 端株の処理 法基通 1-4-20

(考え方、原則)

合併 …… 譲渡益課税の利点 (取得する財産に対して)
株式交換 …… (取得する会社株式に対して) 評価益課税

交換比率を決める場合の評価方法 (イ)、(ロ)、(ハ)

(公平なのは(ハ)である)

H29.01.02
H26.06.25
H26.06.17

株式交換比率とは、完全子会社の株式 1 株に対して、完全親会社の株式を何株交付するかを示す比率である。

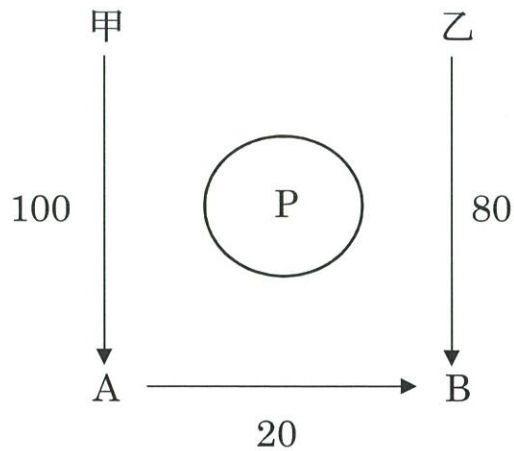
No.	場 合	備 考																				
(イ)	A、Bとも平等にするという意味で大会社の子会社となるから類似評価を想定 <table><tr><td></td><td>A 社評価</td><td>B 社評価</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1,000</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>評価額</td><td>@500</td><td>@300</td><td></td></tr><tr><td>評価方法</td><td>大会社</td><td>大会社</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1</td><td>: 0.6)</td><td></td></tr></table> B 社株式 1 株に付、A 社株式を 0.6 株を交付する		A 社評価	B 社評価			1,000	100		評価額	@500	@300		評価方法	大会社	大会社			(1	: 0.6)		現状及び交換後の各会社の状況は考慮に入れなくてよいか？ ←交換比率
	A 社評価	B 社評価																				
	1,000	100																				
評価額	@500	@300																				
評価方法	大会社	大会社																				
	(1	: 0.6)																				
(ロ)	A、B各社は、交換と関係なく存在しているので会社規模による評価法 <table><tr><td></td><td>A 社評価</td><td>B 社評価</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1,000</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>評価額</td><td>@500</td><td>@800</td><td></td></tr><tr><td>評価方法</td><td>大会社</td><td>中の小</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1</td><td>: 1.6)</td><td></td></tr></table> B 社株式 1 株に付、A 社株式 1.6 株を交付する		A 社評価	B 社評価			1,000	100		評価額	@500	@800		評価方法	大会社	中の小			(1	: 1.6)		中、小企業(小規模)有利？ (類似<純資産時価) ←比率
	A 社評価	B 社評価																				
	1,000	100																				
評価額	@500	@800																				
評価方法	大会社	中の小																				
	(1	: 1.6)																				
(ハ)	(財産の結果) 結局公平な時価純資産（相続評価を修正）を想定 <table><tr><td></td><td>A 社評価</td><td>B 社評価</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1,000</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>評価額</td><td>@5,000</td><td>@500</td><td></td></tr><tr><td>評価方法</td><td>時価純資産</td><td>時価純資産</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(10</td><td>: 1)</td><td></td></tr></table> B 社株式 1 株に付、A 社株式を 0.1 株を交付する		A 社評価	B 社評価			1,000	100		評価額	@5,000	@500		評価方法	時価純資産	時価純資産			(10	: 1)		交換比率としては公平か ←比率
	A 社評価	B 社評価																				
	1,000	100																				
評価額	@5,000	@500																				
評価方法	時価純資産	時価純資産																				
	(10	: 1)																				

適格株式交換・適格現物分配

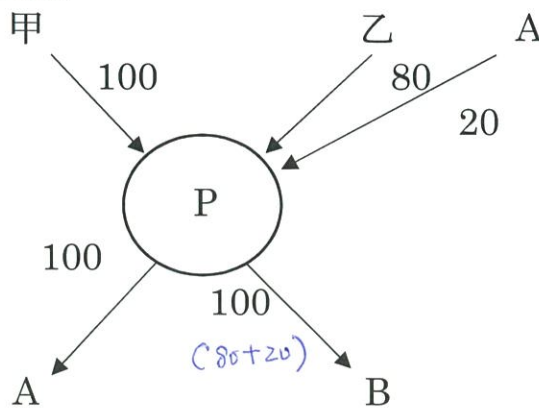
2017.03.30

(適格株式交換)

(交換前)

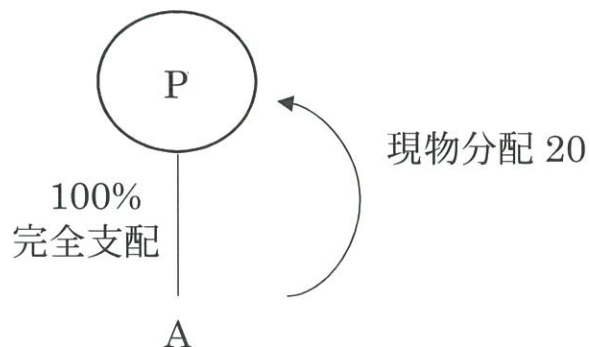


(交換後)



会 135 条 親会社株式の取得禁止
合法的に取得した場合は、相当の時期にそれを処分しなければならない。

(適格現物分配)



完全支配関係にある株主に対する現物分配

株式交換

(H26.06.24)

(H26.06.15)

合併は他の法人の事業や資産を直接的に取得する行為であり、株式交換等は、株式取得を通じての同様の効果があり、両者は共通性のある行為とされている。そのため、合併等に関する税制と整合性が図られている。

(1) ポイント

- ① 100%親子関係をつくり出すことができる。
- ② 既に存在している会社を完全親会社とするのが株式交換で、新たに完全親会社を設立するのが株式移転である。
- ③ グループ内の資本関係の整理の場合は、原則として、株主にとっては、株式の交換であり、株式の売買にかかる税金負担は不要である。

(2) 留意点

- ① 特定の承継者に会社のすべてを承継させる場合に、持株会社化による承継手続きが容易になる。
- ② 複数の会社の株式の評価にあたり、類似業種比準価額方式が適用される会社を完全親会社とするときは、子会社の株式の評価額を親会社の株式の評価に取り込むことができる。
- ③ 親会社が、株式保有特定会社などに該当することのないよう留意することが必要である。
- ④ 税制適格要件を満たさないと時価課税が生じてしまう(法法 62 の 9①)。

(3) 消費税の取扱い

- ① 株式交換等の有価証券の譲渡は、非課税取引に該当する(法法 6①)。
- ② 従って、課税売上割合が低下する。
- ③ なお、課税売上割合を計算する場合、分母に含める資産の譲渡の対価の額は、有価証券等の譲渡対価の 5%相当額となる(消令 48⑤)。

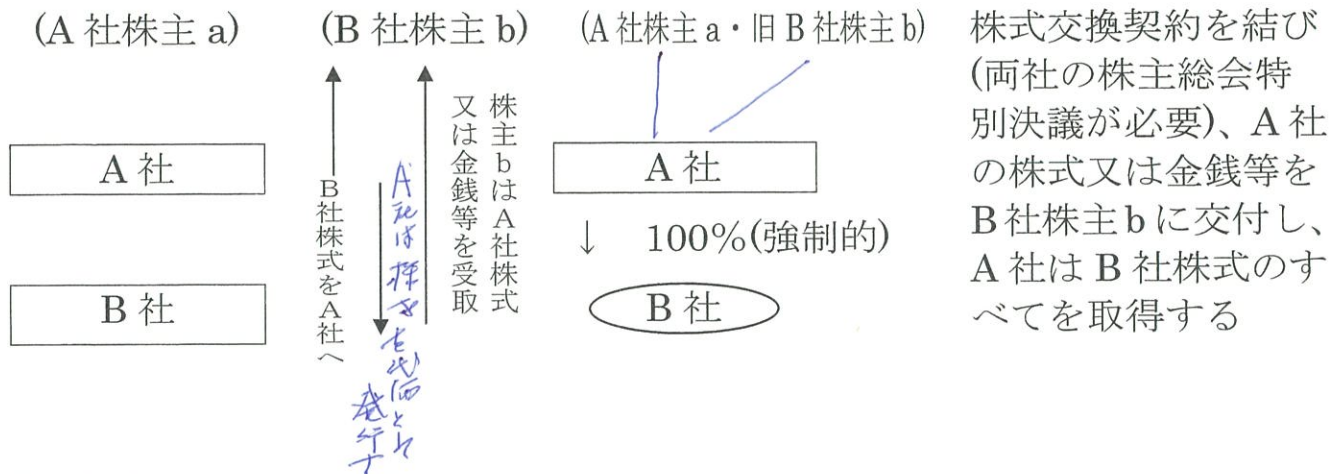
株式交換とは、^{ある}会社がその発行株式の全部を他の会社を取得させることにより、100%の親子関係をつくり出す組織再編である(法2三十三)。

他の会社Bの株式を発行し 株主に提供して

ある会社Aの株式をすべて取得し、100%親会社になること

(H26.06.15)

(H26.05.13)

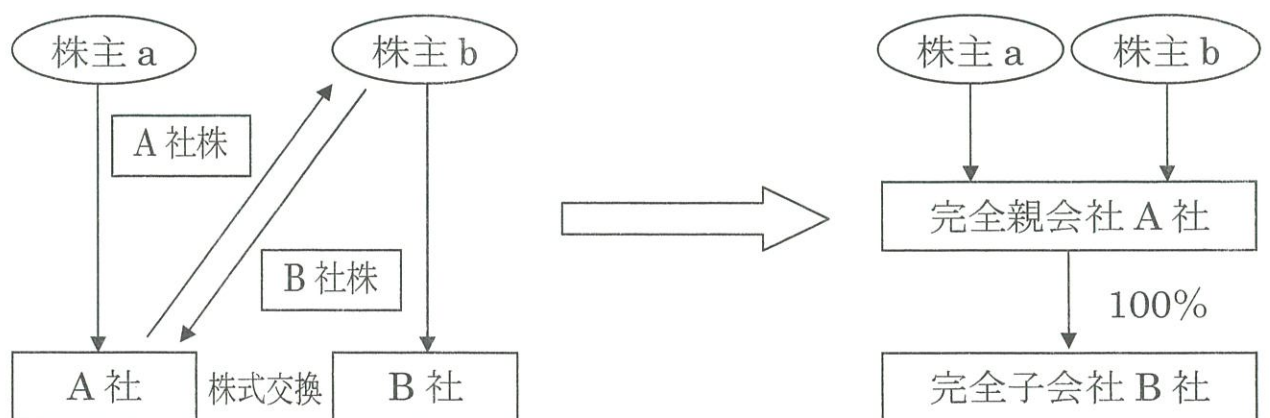


① 株式交換とは (通常の場合)

完全親子会社関係を構築するために、一方の会社(A社)が他方の会社(B社)の株主(b)からその株式を取得し、その対価として当該会社(A社)の株式(又は金銭その他の資産)を交付する会社法上の制度である。

ここで、A社の100%親会社(X社)の株式の交付も可であり、三角株式交換と呼ばれる。株主(b)に交付する株式は、自己株式を代用交付することもできる。

その結果、A社はB社の株式の100%を所有し、A社とB社は完全親子会社関係となる。

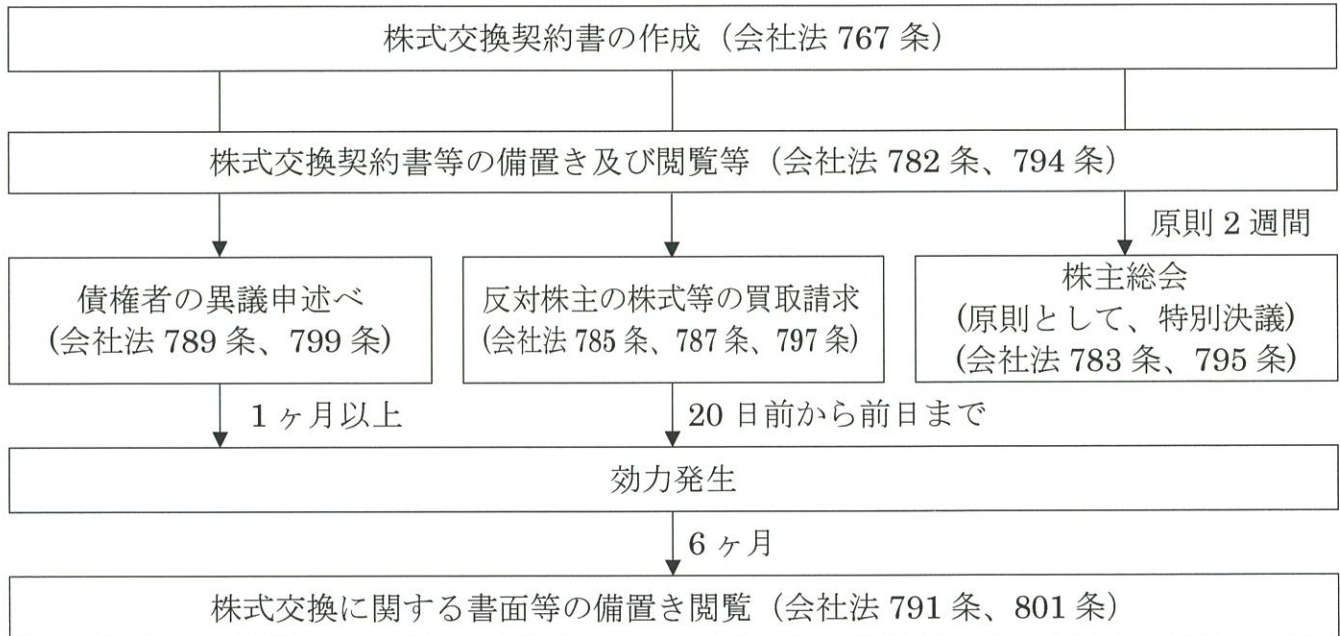


この場合、株主 a、b は個人

(この頁の個人 a、b の場合は同族関係者ではない)

② 株式交換のスケジュール

それぞれの手続は、完全親会社(A社)及び完全子会社(B社)の双方に必要である。また、株主総会手続、債権者の異議申述べ、反対株主の株式等の買取請求等の手続は、効力発生日までに同時並行で行うことができる。



A 社(親会社)

	交換前	増資 50	自己株 50 交付
資 本	100	100+50	100
自己株式	$\Delta 60$	$\Delta 60$	$\Delta 60 - \Delta 50$
純 資 産	40	90	90
(自己株 50)	($\Delta 60$)	($\Delta 60$)	($\Delta 10$)

B 社(子会社)

	交換前	消却	交換後
資 本	50	$\Delta 30$	20
自己株式	$\Delta 30$	30	0
純 資 産	20		20
(株 50)	(株 20)		(株 20)

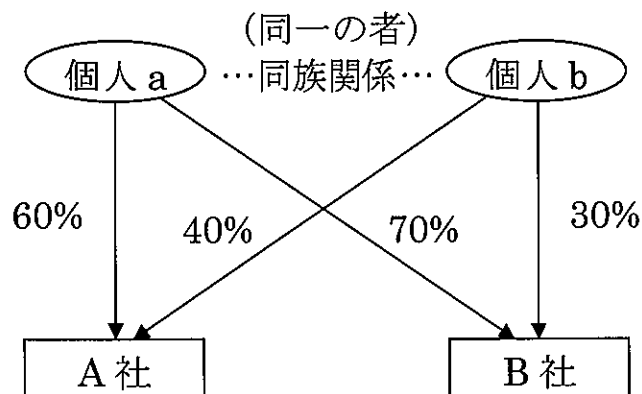
③ 株式交換 特例要件の検討（適格の場合）

原則：完全子法人(B 社)の旧株主(b)が完全親法人(A 社)へ株式を譲り渡す行為は、税務上、**原則として**、株式の譲渡取引と考え、旧株主(b)においては譲渡損益を認識し、完全親法人(A 社)は、当該株式を時価で受入れることとなる。

適格株式交換：(共通支配下の株式交換) (税務上は① 136条1項(2) ② 136条1項(2) *共同事業化*)

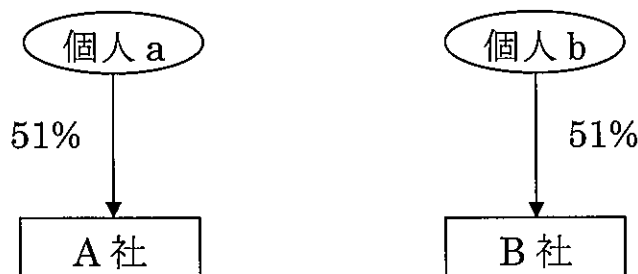
- (イ) 完全親法人(A 社)が交付する資産が、完全親法人(A 社)の株式のみであり、金銭等の交付がないこと、
- (ロ) かつ、**企業内における株式交換**として一定の要件を満たすものであること。
- (ハ) 株式交換前に、完全親法人(A 社)と完全子法人(B 社)との間に**同一の者(それぞれ株主 a、b)による ② 50%超の関係**があり、株式交換後も同一の者(それぞれ株主 a、b)による **50%超の支配関係が継続**することが見込まれていること。

①(完全支配関係)



(A 社と B 社は 100%グループ内法人)

②(50%超の支配関係)



但し、②の条件 (1) 従業員の 8 割以上が継続勤務要件
(2) 事業継続(同一事業)要件

(この頁の個人 a、b は同族関係者)

株式交換の適格要件の表

	グループ内				共同事業
	100%支配		50%超支配		
	当事者間	同一者	当事者間	同一者	
1 金銭等交付なし	○	○	○	○	○
2 従業者引継要件			○	○	○
3 事業継続要件			○	○	○
4 事業関連性要件					○
5 規模要件または 経営参画要件					○
6 株式継続保有要件		○		○	○
7 支配継続要件	○	○	○	○	○

株式移転の適格要件の表

	グループ内				共同事業
	100%支配		50%超支配		
	子法人単一	子法人複数	当事者間	同一者	
1 金銭等交付なし	○	○	○	○	○
2 従業者引継要件			○	○	○
3 事業継続要件			○	○	○
4 事業関連性要件					○
5 規模要件または 経営参画要件					○
6 株式継続保有要件		○		○	○
7 支配継続要件	○	○	○	○	○

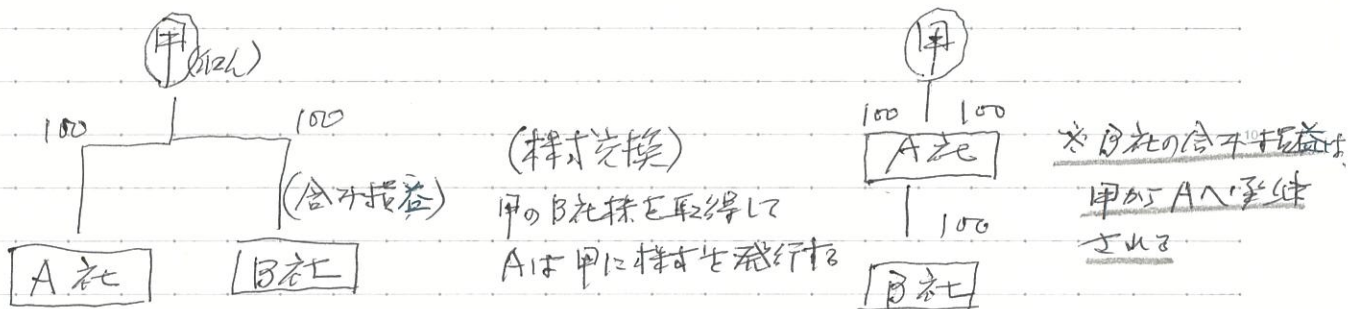
- 2) 従業員ゼロの場合 — ① 非常勤役員のみ? *並任役員も含め80%要件*
 ② 事務は親会社に委託

株式交換の特殊性

適格組織再編成の基本は、法人同士の譲渡承継である。

このため、株式交換は、個人から法人への譲渡承継が可能になる

個人が譲渡（含み損益）が法人に承継できる。



※ 悪用防止のたの継続保有条件があると考えられる

但し、組織再編成の時点を継続保有の見込がある場合は、

その後の事情の変更により、B株式を外部に売却しても、

当初の組織再編成は、非適格と認定されることはない。

(メモ)

1. 株式交換は、他の適格再編と異なって、過去の要件（5年、50%超）を要しない。（むしろ、青色決算を継続する制度ではないこと）

2. 未来の要件（継続保有の意思）によって、承継した含み損の利用が制限されている。

3. 含み損が生じるのは、①株主が取得した完全親会社Aの株式と②完全親会社Aから取得した完全子会社Bの株式の2つに対し、継続保有（①、②）を要するが、承継した含み損を実現することはできない。

※ 実務的には、今日手に入れた会社にも、適格株式交換は可能である

5. 継続保有要件は、①に対して②に対してとはなる（2重要件）
(含み損の制限)